平成２２年（フ）第１１８８号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1521番地７
債務者　坂元　周一
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１９３号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区29棟202号
債務者　渋谷　龍樹
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２０８号
千葉県船橋市習志野台８丁目６番３号　サンライズコートＢ―302号
債務者　長嶋　利之
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２１８号
千葉県八千代市勝田1286番地８
債務者　小野　奈美（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２２０号
千葉県浦安市北栄２丁目29番32号　グリーンゲイブルス105
債務者　小幡日出世
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３０号
富山県魚津市岡経田510番地
債務者　佐々木のり子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第４５１号
金沢市二口町ロ42番地１、従前の住所石川県小松市串町南297番地
債務者　東　　知美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４５３号
金沢市横川２丁目215番地
債務者　コートドールこと　虎谷外志樹
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４５４号
金沢市横川２丁目215番地
債務者　虎谷　優枝
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４６３号
金沢市光が丘３丁目４番地　市営住宅82棟403号
債務者　山中　和枝（旧姓古倉）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３８５号
山梨県甲斐市竜王2913番地４
債務者　近藤　良太
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
長野県安曇野市豊科5624番地13　タイラアパート103、前住所長野県安曇野市豊科2176番地４　レオパレスＹＥＭ107
債務者　大西　利仁
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２５４号
長野県東筑摩郡筑北村坂井7511番地
債務者　吉原　恭子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７２号
長野県飯田市八幡町1965番地１
債務者　丸山　章雄
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第４９２号
岐阜市鷺山1769番地195
債務者　神山建材こと　神山　堅一
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４９３号
岐阜市鷺山1769番地195
債務者　神山　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５０５号
岐阜県瑞穂市牛牧1382番地130
債務者　説田　久司
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
岐阜地方裁判所